

五戸町介護保険事業者における事故発生時の報告フロー図

事故発生

1 初期対応

- ・利用者の家族等への連絡、必要な処置、医療機関等への連絡、搬送
- ・関係機関（マネジメント事業所、保健所、警察署等）へ連絡

2 第一報

- ・事故報告書（別記様式）内の1（事故の状況）～6（事故発生後の状況）の項目まで、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告
【電子メール、FAX、郵送、持参】
- ・死亡事故、感染症、食中毒又はその他重大事故の場合は、事故発生後速やかに電話（五戸町介護支援課 TEL:0178-62-7956）にて報告したうえで、事故報告書を提出
- ・感染症、食中毒等については、三戸地方保健所へ報告
（町以外に所在する事業者の場合は、所在地を所管する保健所に報告）
- ・県所管事業所等については、県へ報告
- ・五戸町以外の被保険者の場合は、被保険者の属する保険者市町村へも報告
（市町村の事故報告要領に従い報告すること）

3 追加報告

- ・第一報後、状況の変化等必要に応じて報告
【電子メール、FAX、郵送、持参】

4 最終報告

- ・事故処理が終了し、事故報告書内の7（事故の原因分析）・8（再発防止策）の項目まで作成次第報告
【電子メール、FAX、郵送、持参】

【報告先】	五戸町介護支援課 介護保険班
■ 電子メール	kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp
■ FAX	0178-62-2216
■ 電話	0178-62-7956（五戸町介護支援課 介護保険班 直通） 0178-62-7973（五戸町地域包括支援センター 直通）
■ 郵送先	〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1

※電子メール・FAXによる報告の場合は、誤送信がないよう取扱いに十分留意すること。